第百三十七条第三項第四号中「及び中央部に方向指示器」を「に１個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に１個ずつ又は両側面に３個ずつ方向指示器」に改め、同項第六号中「中央部に」の下に「１個ずつ又は両側面に３個ずつ」を加え、同条第四項第十号中「前号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号から同項第十五号までを１号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の１号を加える。

十　前項第４号及び第６号の自動車の両側面に３個ずつ備える方向指示器は、各側面に可能な限り均等に配分されるよう取り付けられていること。

第百三十九条の十一第三項中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第百六十七条第四項第１号中「タイヤに加わる荷重」を「空気入ゴムタイヤに加わる荷重」に、「タイヤの負荷能力」を「空気入ゴムタイヤの負荷能力」に改め、同項第二号中「タイヤの接地部」を「空気入ゴムタイヤの接地部」に改め、同項第四号中「タイヤの空気圧」を「空気入ゴムタイヤの空気圧」に改める。

第百七十四条第１項第１号ロ中「接手部からの燃料漏れ」を「接手部からの燃料漏れがあるもの」に改め、同条第三項中「専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車」を「自動車」に、「側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に改め、同項第三号中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第百七十六条第１項第１号を次のように改める。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器検査を受けたことのないガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第７条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　刻印等が当該容器になされているもの

(3)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第１条第２項第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

第百七十六条第三項第１号を次のように改める。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第７条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　刻印等が当該容器になされているもの

(3)　容器則細目告示第１条第２項第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3)　容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

第百九十五条第１項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「窓ガラス（協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。次項及び第３項において「前面ガラス等」という。）」に、「基準、自動車（最高速度40km／ｈ未満の自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第２項の告示で定める基準、自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第３項の告示で定める基準は、協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.(i)及び(ii)、6.から8.まで並びに附則21（追加記号の表示に係る規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。」を「基準に適合する安全ガラスは、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂をいう。）又はガラス－プラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを溶着したものをいう。）とする。」に、「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第二項中「自動車（最高速度40キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の前面ガラス」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の前面ガラス等のうち前面ガラス」に改め、同条第三項中「自動車（被牽引自動車を除く。）の」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び牽引自動車を除く。）の前面ガラス等のうち」に改め、同条第五項第二号ハ(2)中「試験領域Ⅰ（）」を「試験領域Ⅰ」に改める。

第百九十六条第１項第三号中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

第百九十八条第１項中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に改める。

第二百１条第１項第三号中「45°の平面」の下に「（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面）」を加える。

第二百十二条第三項第１号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第二百十四条第三項第五号を次のように改める。

五　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に備える後退灯の基準軸は、車両中心線を含む鉛直面に対して外側15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向けるものとする。

イ　後退灯を１個備える場合　後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方５°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面

ロ　後退灯を２個以上備える場合　車両中心面に対して対称な位置に取り付けられているものについては、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方５°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向30°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面

第二百十四条第三項第六号中「後退灯」の下に「（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）」を加え、「第128条第３項第５号の基準に準じた」を「後面に２個以上の後退灯が取り付けられている場合において、少なくとも２個が車両中心面に対して対称な位置に取り付けられた」に改める。

第二百十五条第１項第１号の第一表ロ中「第９号」の下に「及び第10号」を加え、同表に次のように加える。

ニ　第４項第10号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		３Ｗ以上 30Ｗ以下	10㎠以上 （※１）